

Press Release

奈良労働局発表 令和3年10月28日

【照会先】

奈良労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長 池上 彰子 雇用環境・均等室長補佐 福井 雅代

(直通電話) 0742-32-0210

育児・介護休業法が改正されます! 令和4年4月から施行 就業規則の改定などのご相談は「育児休業制度等に関する相談窓口」へ

奈良労働局(局長 鈴木 伸宏)では、令和4年4月からの改正育児・介護休業法の施行に向けて、男女労働者が育児休業等を取得しやすい職場環境を整備していただくために、相談窓口を開設し、事業主の方、労働者の方からのご相談に対応します。

また、改正内容に関する説明会を開催します。

☑改正育児・介護休業法のポイント(別添1)

令和4年4月1日施行 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認措置の義務化

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

令和4年10月1日施行 3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

4 育児休業の分割取得

令和5年4月1日施行 5 育児休業取得状況の公表の義務化(従業員数 1,000 人超企業)

☑男性の育児休業に関する相談は上期 49 件 (別添 2)

令和3年度上期(4月~9月)において、育児休業に関する相談は128件寄せられました。 「男性労働者の育児休業を認めない」、「有期雇用労働者が利用できる育児休業制度がない」 等の相談には、事業主に対して法違反是正の行政指導を行っています。

☑育児休業制度等に関する相談窓口(別添3)

育児・介護休業法の改正に伴い、育児休業規則等の改定が必要です。

事業主の方からの規則の見直し等に関する相談、男性労働者や有期雇用労働者など働く方々からの相談を積極的に受け付けます。

育児休業制度等に関する相談窓口

受付時間 8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始除く)

奈良市法蓮町387番地 2 0742-32-0210

☑改正育児・介護休業法、パワーハラスメント対策説明会の開催 (別添 4)

奈良会場 ホテルリガーレ春日野 令和3年12月1日(水)13:30~16:00

橿原会場 奈良県社会福祉総合センター 令和3年12月7日(火)13:30~16:00 他

ひ正内容 1 ~ 4 に関する省令・告示の内容を追加しました。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内 令和4年4月1日から3段階で施行

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度、P2参照)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行いました。

令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

● 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

育児休業と産後パパ育休(P2参照)の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。※複数の措置を講じることが望ましいです。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する**研修の実施**
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

● 妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する 個別の周知・意向確認の措置

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得を控えさせるような形での個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度② 育児休業・産後パパ育休の申し出先③ 育児休業給付に関すること④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき 社会保険料の取り扱い
個 別 周 知 ・ 意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

就業規則等を見直しましょう

現行

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了 することが明らかでない

令和4年4月1日~

- (1)の要件を撤廃し、(2)のみに
- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い (引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は 労使協定の締結により除外可)
- ※※育児休業給付についても同様に緩和



3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設

4 育児休業の分割取得

就業規則等を見直しましょう

	産後パパ育休(R4.10.1~) 育休とは別に取得可能	育休制度 (R4.10.1~)	育休制度 (現行)
対 象 期 間 取得可能日数	子の出生後8週間以内 に 4週間まで 取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則 休業の2週間前 まで*1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して 2回 取得可能	分割して 2回 取得可能	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、 労働者が合意した範 囲*2で休業中に就業すること が可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情があ る場合に限り 再取得可能 **3	再取得不可

- ※1 雇用環境の整備などについて、今回の改正で義務付けられる内容を上回る取り組みの実施を労使協定で 定めている場合は、1か月前までとすることができます。
- ※2 具体的な手続きの流れは以下①~④のとおりです。
 - ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
 - ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない場合はその旨)
 - ③労働者が同意
 - ④事業主が通知

なお、就業可能日等には上限があります。

- ●休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- ●休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満
- 例)所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、 休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
 - ⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

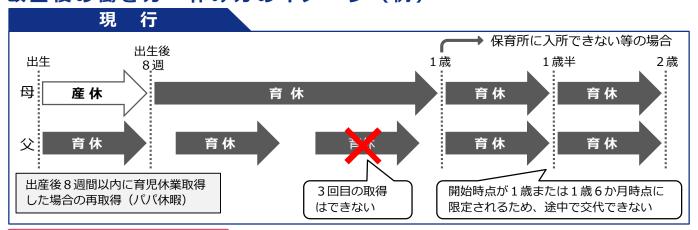
休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4 時間	<i>(</i> +	/+	8 時間	6 時間	/+	休	/+	6 時間
休	11	休	Oh社间	休	休	4 時間	11	休

産後パパ育休も育児休業給付(出生時育児休業給付金)の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大 10日(10日を超える場合は就業している時間数が80時間)以下である場合に、給付の対象となります。

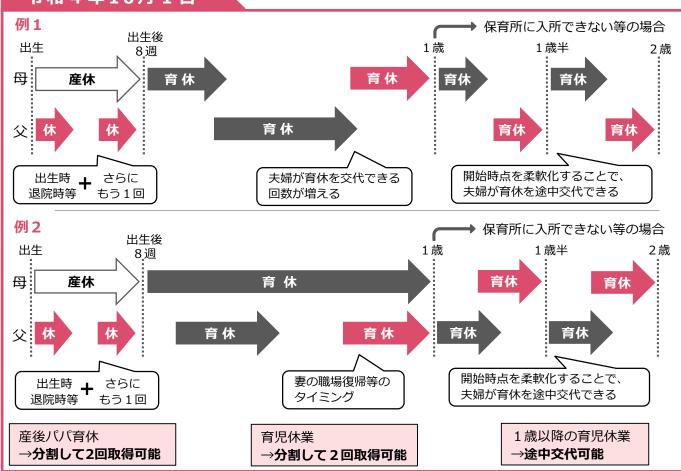
注:上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

改正後の働き方・休み方のイメージ(例)



令和4年10月1日~



※3 1歳以降の育児休業が、他の子についての産前・産後休業、産後パパ育休、介護休業または新たな育児 休業の開始により育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したときは、再度育児 休業を取得できます。

育児休業等を理由とする不利益取り扱いの禁止・ハラスメント防止

育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。

また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

八ラスメントの典型例

- ・育児休業の取得について上司に相談したら「男のくせに育児休業を取るなんてあり得ない」と言われ、 取得を諦めざるを得なかった。
- ・産後パパ育休の取得を周囲に伝えたら、同僚から「迷惑だ。自分なら取得しない。あなたもそうすべき。」 と言われ苦痛に感じた。

5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況**を年1回**公表することが義務付けられます。**

公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」と省令で定める 予定です。

さらに詳しく知るための情報・イベントなど

■男性の育児休業取得促進セミナーのご案内

イクメンプロジェクトでは、改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するセミナー を開催しています。

①男性の育児休業取得促進セミナー https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/



■両立支援について専門家に相談したい方へ 【中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業】

制度整備や育休取得・復帰する社員のサポート、育児休業中の代替要員確保・業務代替等でお悩みの企業に、 社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。

②中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業 https://ikuji-kaigo.com/



■雇用環境整備、個別周知・意向確認の例

厚生労働省では以下の資料をご用意しています。社内用にアレンジする等してご活用いただけます。

- ③**社内研修用資料、動画** https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/training/
- ④個別周知・意向確認、事例紹介、制度・方針周知ポスター例 近日厚生労働省ホームページに掲載予定です。



福岡

092-411-4894

育児・介護休業法に関するお問い合わせは **都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ**

都道府県	電話番号								
北海道	011-709-2715	埼 玉	048-600-6210	岐 阜	058-245-1550	鳥 取	0857-29-1709	佐 賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千 葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長 崎	095-801-0050
岩 手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛 知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三 重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋 田	018-862-6684	新 潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京 都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石 川	076-265-4429	大 阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4380
茨 城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵 庫	078-367-0820	愛 媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高 知	088-885-6041		

受付時間 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

長野 026-227-0125 和歌山 073-488-1170

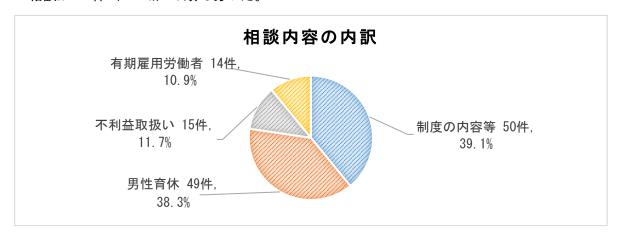
群馬

027-896-4739

令和3年度上期に奈良労働局雇用環境・均等室で取り扱った 育児休業に関する相談、行政指導の状況

1 相談内容

- ◆ 令和3年度上期(4月~9月)における育児休業に関する相談件数は128件。
- ◆ 相談内容別にみると、「育児休業制度の内容等」に関する相談が最も多く50件(39.1%)、 次いで「男性労働者の育児休業」に関する相談が49件(38.3%)、「育児休業取得等を理由と する不利益取扱い」に関する相談が15件(11.7%)、「有期雇用労働者の育児休業」に関する 相談が14件(10.9%)の順であった。



2 行政指導の状況

男性労働者やパートタイマーには育児休業を認めない、育児休業取得を理由とした不利益 取扱いを行っている、育児休業規則が法定を下回っている等の育児・介護休業法(以下「育介 法」)違反の15社に対して是正指導を実施し、全て是正されている。

3 行政指導事例

<男性労働者に育児休業を認めない事案>

正社員で働く男性労働者Aから、「子が生まれたので育児休業を取得したいと事業主に要望したが、認めてくれない。」との相談受理。

事業主は、これまで男性の育児休業は前例がないため、Aの育児休業取得を認めることはできない。Aだけ特別扱いはできない旨主張した。

当局は事業主に対し、1歳未満の子を養育する労働者は男女を問わず、育介法に基づき、 育児休業を取得できることを説明し、Aに育児休業を取得させるよう指導した。

指導の結果、Aは育児休業を取得できることとなった。

<有期雇用労働者が育児休業を取得できない事案>

1年の雇用契約期間を更新している女性有期雇用労働者Bから、「事業主から、有期契約で働く者は育児休業を取得できないと言われ、納得できない。」との相談受理。

事業主は、有期雇用労働者が利用できる育児休業制度を作成していないため、Bは育児休業を取得できない旨主張した。

当局は事業主に対し、育介法に基づき、1年以上勤務し、次の契約更新を行わないことが 明確でない有期雇用労働者は育児休業を取得できることを説明し、Bに育児休業を取得させ るよう、また、有期雇用労働者を対象とした育児休業制度を整備するよう指導した。

指導の結果、Bは育児休業できることとなり、育児休業制度についても有期雇用労働者を対象とした制度へと是正された。

育児·介護休業法が改正されます! 令和4年4月1日から3段階で施行

育児休業制度等に関する相談窓口

パートタイマーの 育休取得要件の 緩和



相談無料

育児休業の 分割取得 産後パパ育休

奈良労働局 雇用環境•均等室

TEL 0 7 4 2 - 3 2 - 0 2 1 0



電話・来庁どちらでもご相談いただけます。 お気軽にご相談ください。

所在地 奈良市法蓮町387

奈良第三地方合同庁舎2F (近鉄奈良線新大宮駅より徒歩約8分)

電話番号 0742-32-0210

受付時間 8時30分~17時15分

(土日・祝日を除く)

奈良労働局ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku

育児休業制度について

企業の担当者も、**働く人**も、ご相談ください!

▶ • 大企業、中小企業事業主

- ・男女労働者
 - 契約社員、パートタイマーなど有期契約で働く労働者

このようなことで ご相談はありませんか?





- ●「産後パパ育休」って何のこと?
- 男性の育児休業を促すために会社は何をしなければならないの?
- 労働者への個別周知・意向確認って何をするの?
- パートタイマーや契約社員などの有期雇用労働者が 育児休業を取りやすくなるの?





相談無料

匿名可

プライバシー 厳守

専門指導員

が相談を受け付けます

育児休業制度等に関する相談窓口

こんな情報も提供しています

- 介護休業規則の作り方
- 育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置の講じ方

改正育児・介護休業法説明会

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/00001.html

先着順

受付

参加費

無料



改正育児・介護休業法、パワーハラスメント対策説明会

施行:令和4年4月1日から3段階で施行

〇改正育児・介護休業法について

施行:令和4年10月1日~

○雇用保険法の改正について(育児休業給付金)

施行:中小企業は令和4年4月1日~(大企業は令和2年6月~)

〇労働施策総合推進法に基づくパワハラ防止対策について

12月はハラスメント撲滅月間です

日時·会場

<奈良>令和3年12月1日(水)13:30~16:00

ホテルリガーレ春日野 2階 飛鳥の間 奈良市法蓮町 757-2 定員 90 名

<オンライン> 令和4年1月18日(火)13:30~16:00 Zoom 開催 定員100名

※全日程 受付は 13 時開始

【主催】奈良労働局 【共催】奈良県 【後援】奈良経済産業協会

(お願い)

参加のお申込みは企業1社1名でお願いします。 また、先着順に受け付けし、定員に達し次第、受付を締め切ります。

- 1 お申込みは、**厚生労働省 HP 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト** で受け付けします。詳細は裏面をご覧ください。
- 2 橿原会場に駐車場はございません。公共交通機関でお越しください。 奈良会場も駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

申込受付サイト

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/

・注意事項等の詳細につきましては、「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」でご確認ください。

【オンライン説明会の参加申込について】

・開催前日までに、ご登録のメールあてに参加 URL 等をお送りします。 (事前にインターネットに接続可能な機器と zoom アプリのダウンロードが必要です。)

個人情報は、当セミナーの実施、新型コロナウイルス感染症対策に関する措置のみに使用します。

新型コロナウイルス感染症対策に係るお願い

本セミナーは、新型コロナウイルス感染症対策に留意し開催いたします。

- *必ずマスクをご着用ください。
- ① 換気を行うため、暖かい服装でお越しください。
- ② 発熱(当日の体温が37.5℃以上)や風邪の症状のある方は、参加を控えてください。 なお、当日は非接触体温計にて体温を測定させていただきます。
- ③ 説明会・会議等の前後において参加者同士の交流を極力控えるようにお願いします。
- ④ 手指消毒など その他感染症防止対策にご協力をお願いすることがあります。

お問合せ先

奈良労働局 雇用環境·均等室 〒630-8570 奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎

電話 0742-32-0210 · FAX 0742-32-0214

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイトをご利用できない場合は、 下記申込書により、FAXでお申込みください。

参加日 ※希望日に ○をつけてください	令和3年12月1日 奈良会場	令和3年12月 橿原会場	7日	令和4年1月18日 オンライン
企業名				
所 在 地		電影	5	
所属 役職		氏 名	3	
メールアドレス				